

改正フロン排出抑制法説明会

【建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け】資料

印刷版からの修正点

2019/11/18 現在

- P7 上、P18 上 2019 年フロン排出抑制法改正等の概要
 - 【機器廃棄の際の取組】の説明を修正
 - ◇ 修正前：廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明の交付を義務付け
 - ◇ 修正後：廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明（**引取証明書の写し**）の交付を義務付け
 - 【機器が引き取られる際の実施事項】の説明を修正
 - ◇ 修正前：廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の引取りを禁止
 - ◇ 修正後：廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明（**引取証明書の写し**）を確認し、確認できない機器の引取りを禁止
- P8 下 制度の対象 = 「特定解体工事元請業者」、「第一種特定製品引取等実施者」とは
 - ◇ 修正前：第一種特定製品廃棄等実施者
 - ◇ 修正後：第一種特定製品**引取**等実施者
- P15 上 （参考）制度の対象 = 「第一種特定製品引取等実施者」とは
 - 「フロン類の回収等を確認するための書類の交付時期」内 1 つ目の○を修正
 - ◇ 修正前：第一種特製品引取等実施者
 - ◇ 修正後：第一種特**定**製品引取等実施者